

2026（令和8）年度花園大学大学院（春季募集）

社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 社会福祉学領域

専門科目

問題 1

【出題意図】

大学院で社会福祉学を学ぶにあたり、ソーシャルワークに関する基本的な知識を身につけていることは最低条件であると考えます。

そのため、ソーシャルワーク専門職のグローバル定義を題材にしている。その中でも「実践に基づいた専門職であり学問である」ということは、これは実践と理論の循環性の理解を問うことである。

ソーシャルワークは「実践」であるとともに「学問」である。実践は学問によって裏打ちされ、下支えされる。そうして取り組まれた実践を研究し、理論化していくことによって、それが実践に反映されていく。こうした循環がソーシャルワークの「実践」を深化させ、「理論」を深化させていくことになる。このようなソーシャルワークの理論と実践の捉え方ができるかどうかを図ろうとする問題である。

このようなことが理解できていれば、大学院でソーシャルワークを研究する意味や重要性を意識することもでき、それが大学院での研究活動を推進する力になると思われる。このように、大学院でソーシャルワークの特徴を理解しながら研究活動を進めることについての意思や力を測ろうとする問題である。

【問題 2】 出題意図

人口高齢化の進展に伴い、介護保険法上の要支援・要介護状態にある高齢者数が増加していますが、その主たる原因とされているのが認知症です。このようななか、高齢者やその家族への支援や介護を適切に実施していくための認知症施策のあり方が問われています。

本設問は、日本における認知症施策の現状と課題について問うものです。近年の動向に着目してみると、2019年6月に認知症施策の骨組みとなる「認知症施策推進大綱」が取りまとめられ、2024年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（以下、認知症基本法とする）が施行されています。

認知症基本法は、国および地方公共団体が認知症施策への取り組みに責任をもつことを国民に示すと同時に、国民に対しても認知症に関する正しい知識や認知症の人の理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努めることを求めています。つまり、すべての人びとが認知症施策にかかわることが目指されているといえます。

認知症高齢者とその家族の地域生活支援は、今後も日本における重要な政策課題であり続けることが想定されます。認知症になっても希望をもって暮らすことができるという新しい認知症観にたち、認知症基本法のもとで認知症高齢者とその家族が安心して暮らし続けていける地域社会を形成していくことが求められています。以上のように、本設問では、日本の認知症基本法を中心とした認知症施策の現状と課題について、論理的かつ具体的に説明できているかどうか判断されます。